

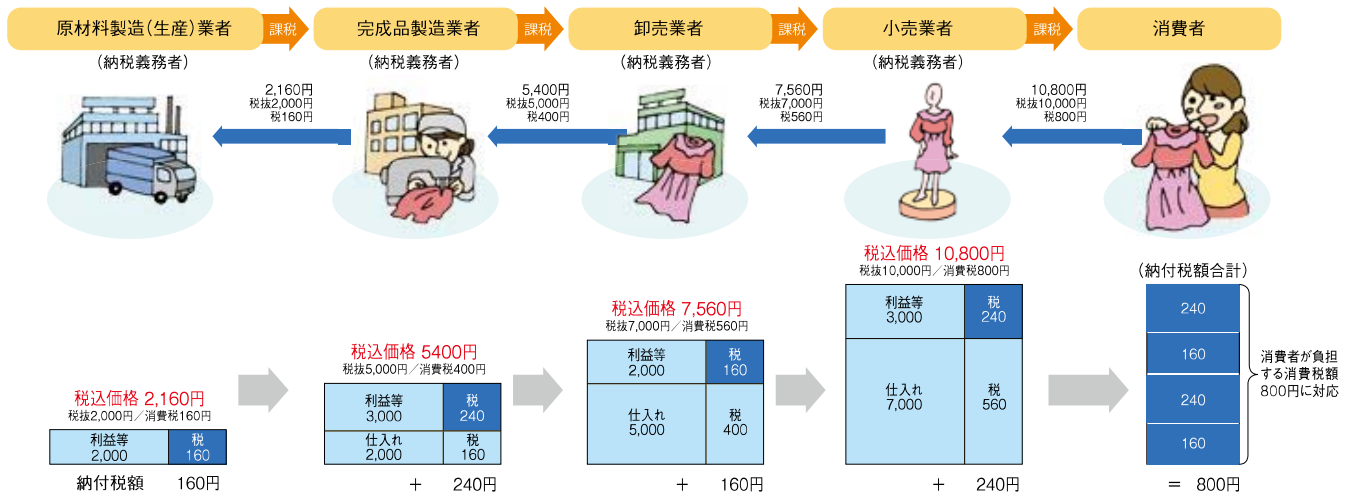
消費税 ～「社会保障と税の一体改革」～

Q12

消費税ってどのように納められるの？ ～消費税の仕組みについて～

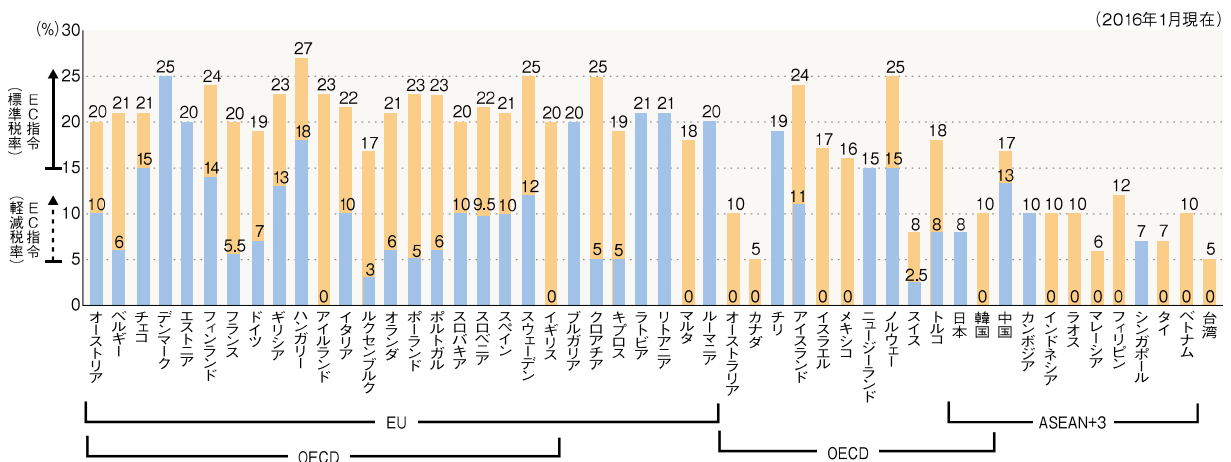
消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されるとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除(仕入税額控除)し、その差引税額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています(「直接税」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「間接税」と呼びます。)



諸外国では、消費税(付加価値税)は基幹税として主要な位置を占めており、EU加盟国では、標準税率を15%以上とすることが義務づけられています。

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



(備考) 1. 日本の消費税率8%のうち、1.7%相当は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダでは、連邦税である財貨・サービス税(付加価値税)に加え、ほとんどの州で州税として付加価値税等が課される(例:オンタリオ州8%)。
 3. OECD加盟国のうちアメリカでは、売買取引への課税として付加価値税ではなく、州、郡、市により小売売上税(地方税)が課されている(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)。
 4. ASEAN諸国のうちミャンマーでは、売買取引への課税として取引高税が課されている。また、ブルネイには売買取引に課される税が存在しない。
 5. 上記中、■が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
 6. EC指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
 (出所) 各国大使館聞き取り調査、欧州連合及び各国政府ホームページ等による。